

Q 留学生アルバイト、制約は？

私は留学生として日本の大学へ通っている学生です。既に日本に1年滞在しており、時間に余裕が出てきたのでアルバイトをしたいと考えています。留学生が日本でアルバイトをする場合、制約などはあるのでしょうか。

法律 相談室

外国の方が日本に適法に滞在するには、在留資格が必要になります。在留資格は研究や技能実習、文化活動、家族滞在など、日本でどのような活動をするかに応じて与えられるものです。今回のケースは「留学」の在留資格を与えられてい

可されません。なお、許可を得られた場合も、風俗店など一定の業種には就けません。

許可を得なかったり、許可の範囲を超えたりしてアルバイトをすると不法就労となってしまうと、不法就労となると在留資格を取

罰を受ける可能性があります。雇用者側は、在留カード表面の「在留資格」と「在留期限」、および裏面の「資格外活動許可」欄をきちんとチェックし、不法就労をさせることのないようお願いします。

自分だけではなく、雇っ

資格外活動許可申請を

ると思われま

留学生がアルバイトをするためには、「資格外活動許可」を入国管理局に申請し、許可を受ける必要があります。許可を受けることができた場合、原則として1週間に28時間以内（長期休暇中は1日8時間以内）という制限の中で就業が許

り消されたり、場合によっては強制退去の対象となったりしてしまいます。強制退去になると基本的に5年間、日本に來ることができなくなりま

なお、不法就労の外国人を雇った場合、雇用者側も不法就労助長罪という罪に問われ、懲役刑を含む刑事

罰を受ける可能性があります。雇用者側は、在留カード表面の「在留資格」と「在留期限」、および裏面の「資格外活動許可」欄をきちんとチェックし、不法就労をさせることのないようお願いします。

てくれた人にも迷惑がかかることになってしまいますので、きちんと手続きや決まりを順守するよう心がけてください。あくまで日本に來た目的は「留学」であることを忘れずに、充実したスクールライフをお送りください。

（回答〓加々美光弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。